

この秋からの修習手当  
の創設を目指す  
全国リレー市民集会  
in北陸2016.9.24sat  
金沢弁護士会館

「法曹離れ」が止まりません。

法曹(ほうそう)——法律事務に従事する者。  
裁判官や検察官や弁護士。法律家。

# この秋からの修習手当の創設を目指す 全国リレー市民集会 in 北陸

日時 2016年9月24日(土) 14:00 ~ 16:00

会場 金沢弁護士会館 2階ホール

主催 金沢弁護士会

共催 日本弁護士連合会/中部弁護士会連合会/福井弁護士会

富山県弁護士会/ビキナーズ・ネット

司法修習生への給与の支給継続を求める市民連絡会



## プログラム

- ・国会議員・賛同団体の皆様からのメッセージ紹介
- ・当事者の声（「無給修習」を経た弁護士・法科大学院生）
- ・市民の皆さんによるリレートークなど

「法曹離れ」が止まりません。「法曹」とは、司法権の中心的な担い手となる、裁判官・検察官・弁護士をいいます。法曹となるためには原則として法科大学院を修了して司法試験に合格する必要がありますが、法科大学院への志願者・入学者は年々減少し、ついに、平成28年度の法科大学院入学者数(1857人)が、平成27年度の司法試験合格者数(1850人)とほぼ同数まで落ち込み、法曹界全体として「定員割れ」寸前のところまでできています。

その原因として、法科大学院の費用に加えて、司法試験合格者が裁判官・検察官・弁護士になるために1年間義務付けられた司法修習が無給であることによる経済的負担があります。

法修習生は、全国各地の裁判所等に配属され、平日の朝から夕方までフルタイムで裁判所・検察庁・法律事務所等で研修を行わなければなりません。全国各地に配属される際の引越費用のほか、埼玉県の司法研修所に集まって研修を受ける際も寮費もすべて自己負担です。しかし、司法修習生はアルバイトを原則として禁止されており、1年間の生活費や修習費用が足りない人は国から借金をして司法修習を行っています。

司法修習生には5年前まで、国家による義務的な研修を受ける公務員に準じる身分にある者として、国から一定の給与が支払われて

いました（給費制）。給費制の下、経済的に余裕のない人でも法曹となるための門が開かれていました。しかし、5年前に給費制が廃止され無給修習が開始すると、経済的に余裕のない人が法曹の道を目指すことは極めて困難になり（司法修習生の奨学金平均借入額は約350万円）、法科大学院を受験しない、司法試験を受験しない、司法修習生にならない、といった「法曹離れ」が進んでいました。今、市民の権利を護り社会正義を実現するという司法の担い手の養成が危機に陥っているのです。

法修習が無給化されて5年が経とうとしている今日、司法修習生に対する経済的支援を求める声が日増しに高まり、国会議員の過半数を超える賛同が集まり、政府の「骨太の方針」や「未来への投資を実現する経済対策」に明記されるなど、徐々に経済的支援の実現が見えてきました。この秋からは今年度の司法試験合格者が司法修習生となりますが、彼ら・彼女らが経済的保障の下で安心して司法修習に取り組むための修習手当の創設に向けて、全国各地で弁護士会がリレー形式で市民集会を開催しています。この日は北陸の地から、皆様とともに「最後の一押し」をしたいと思います。